

## 鳥取県告示第819号

平成24年鳥取県告示第675号（港湾区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定により撤去し、及び保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 保管した船舶

名称又は種類	形状又は特徴	数量	保管した船舶の放置されていた場所	撤去した日時	保管を始めた日時	保管の場所
船舶	材質 FRP（繊維強化プラスチック） 船長 10.8メートル 総トン数 4.97トン 色 白	1隻	米子市灘町一丁目136地先水面	平成24年11月22日（木）午前11時	平成24年11月22日（木）正午	米子市灘町二丁目56-7

### 2 引取り方法

#### (1) 引取り期間及び時間

平成24年12月18日（火）から平成25年5月22日（水）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

#### (2) 問合せ先

米子市糀町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所県土整備局維持管理課  
（電話0859-31-9779）

#### (3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書（船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）

イ 印鑑

### 3 費用負担

港湾法第56条の4第8項の規定により、船舶の撤去、保管、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

### 4 保管した工作物等一覧簿の閲覧

港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第33条第2項の規定に基づき、保管した工作物等一覧簿を鳥取県西部総合事務所県土整備局維持管理課（米子市糀町一丁目160）において閲覧に供する。